

埼玉県後期高齢者医療広域連合行政不服審査法関係手数料条例

平成28年2月25日

条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第38条第6項又は法第81条第3項において準用する法第78条第4項の規定に基づき、審査請求人等が納める手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料)

第2条 法第38条第1項又は法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける者は、次の表に定める額の手数料を納めなければならない。

種類	写しの作成の方法		金額
文書	複写機により用紙に複写したもの	単色刷り	1枚につき 10円
		多色刷り	1枚につき 100円
電磁的記録	用紙に出力したもの（単色刷り）		1枚につき 10円
備考			
1 用紙の大きさは、日本工業規格A列3番又はA列4番とする。			
2 文書の写しを作成する場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。			

2 前項の手数料は、交付を受けるときまでに納付しなければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。